

鳥取県自治会連合会からの令和8年度国・県政に対する要望への回答

番号	区分	項目	要望内容	回答	担当部局
1	新規	令和8年度ブロック研修会開催の財政支援について 《重点要望項目》	<p>鳥取県自治会連合会は、鳥取市、米子市、倉吉市の3市の連合会が加盟しており、自治会の課題解決、組織の拡充を重要課題と位置付けて取組みを進めており、未加入市町村の自治連合組織・市町村担当課に対しても加入勧奨を行っているところです。</p> <p>また、本会は、全国自治会連合会中四国ブロック協議会や全国自治会連合会につながる組織でもあり、全国的な社会情勢の変化や状況の改善に向けた取組みについて先進事例を情報共有しながら活動の深化に努めています。</p> <p>特に、中四国ブロック協議会では、毎年、加盟県が持ち回りで自治会が抱えている課題等について研修会を兼ねたブロック会議を開催しており、来る令和8年度には本会がブロック会議の開催県となることから、現在、鳥取市での開催を予定して計画を進めているところです。これを、全国自治会連合会で進めている地域住民の福祉の向上と豊かな地域づくりのため、各団体間の情報交換を推進していく活動を紹介する絶好の機会ととらえ、県内未加入の市町村に対しても会議へ参加案内を行う計画もしております。一方で、本会の予算が近年の物価高騰により厳しい状況となっていることから数年前より協議を重ね、令和8年度からは各市の負担金を増額するなど運営の見直しを行い、今後のブロック研修会の開催に対応できるよう整えているところです。</p> <p>つきましては、現在3市で運営をしている本会が中四国ブロック会議を開催するにあたり、本会の主旨並びに活動の必要性をご理解いただき、開催費用についての財政的支援を要望します。</p>	<p>住民に一番身近で共助を果たしている自治会等住民自治組織は、地域社会を維持形成していくために極めて重要な存在であると理解しています。また、自治会等住民自治組織による地域づくりの意義や成果について県民の皆さんとの理解を深め、参加を促進していく上で、県連合会の果たす役割も大きいと認識しています。</p> <p>令和8年度に鳥取市内で開催される予定となっている中四国ブロック会議の財政的支援については、大会の主旨や活動の必要性を考慮した上で、令和8年度当初予算において検討します。</p>	地域社会振興部（市町村課）

番号	区分	項目	要望内容	回答	担当部局
2	新規	少子高齢化における中山間地域の振興施策の充実及び、自治会組織への支援要望について 《重点要望項目》	<p>少子高齢化の大きな流れの中、中山間地域では人口減をはじめ、集会所の維持・空き家対策・地域コミュニティ活動の維持存続等、多くの問題を抱えています。この問題の解決に向けた活動を支え活動している地域の自治会は、防災・環境美化・福祉活動・情報発信・交流など公益的な活動を担っています。</p> <p>このため、県として主体的に、中山間地域の課題の解決に施策を充実させ、積極的に取り組むこと。また、この施策の推進に必要不可欠な自治会組織への支援を強く要望します。</p>	<p>県では、県や市町村、事業者など多様な主体が地域住民と協働して中山間地域の振興に取り組むことを基本方針とする「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例」を、平成20年10月に制定しました。これまで、地域づくり活動をきめ細かく総合的に支援するため、各地区に設置した中山間地域等サポートチーム等を通じ、市町村や地域と連携しながら、地域課題の解決に取り組んできたところです。</p> <p>さらに、令和6年12月には、本条例に掲げる「中山間振興において重点的に取り組む施策」に関する行動指針として、新たに「安心して住み続けられる中山間地域創造プラン」を策定しました。このプランでは、買物、交通、医療といった生活基盤の確保を柱として、戦略的に中山間地域対策を推進しています。加えて、県では、空き家問題や買物環境の維持など、中山間地域が抱える課題に対して市町村が行う取組を支援するとともに、地域の実情に応じて主体的に行われる地域づくりを後押しする「安心して住み続けられるふるさと応援補助金」を令和6年度に創設しました。これにより、持続的な地域運営および県民主体の地域づくりを、より柔軟かつ包括的に支援できる体制を整えています。</p> <p>また、地域課題解決に向けた活動においては人材育成が重要であることから、県ではファシリテーション技術の習得・向上を目的とした研修の開催や、過疎地域等政策支援員による地域づくり人材への伴走支援も実施しています。今後も、市町村や地域と連携しながら、効果的な対策を進めてまいります。</p> <p>なお、市町村が行う自治会等住民自治組織への支援経費については、市町村創生交付金の対象としているため、必要に応じて各市町村と御協議ください。また、地域活性化に向けた主体的な取組については、「ミラ・クル・とつとり運動推進補助金」の活用も検討可能です。</p> <p>さらに、県では今後も、住民自治組織およびその代表者に対する表彰や各種イベント等を通じて、住民自治組織による地域づくりの意義や成果について、県民や未加盟団体への理解を深めていきたいと考えています。</p>	<p>輝く鳥取創造本部（中山間・地域振興課） 地域社会振興部（市町村課）</p>

番号	区分	項目	要望内容	回答	担当部局
3	継続	駒馳山バイパスインターチェンジの増設について 《重点要望項目》	<p>近年、観光シーズンになると鳥取砂丘周辺道の利用者増加に伴い、度々交通渋滞が発生しています。</p> <p>山陰自動車道の地域に果たす役割は非常に大きく、山陰海岸国立公園を代表し、山陰海岸ジオパーク屈指のジオエリアである鳥取砂丘の観光振興上、交通渋滞対策の強化を図ることは、重要な位置づけを成しています。</p> <p>つきましては、混雑の緩和を目指し、駒馳山バイパス福部IC～大谷IC間に新たなインターチェンジを壁備することについて、早期に検討していただきますよう、継続して要望します。</p>	<p>GW等の大型連休を対象に、鳥取市が主体となり、県・国・警察等で構成する「鳥取市周辺渋滞対策協議会」により、鳥取砂丘周辺の渋滞対策として臨時駐車場の開設やシャトルバスの運行、誘導員や案内看板の配置を行っており、一定の効果は得られていますが、依然としてピーク時の駐車場不足が要因と思われる渋滞が発生していることから、駐車場の確保について、継続して議論することが必要だと考えています。</p> <p>駒馳山バイパス福部IC～大谷IC間に新たなインターチェンジの整備については、鳥取市の内部における検討結果を踏まえながら、鳥取市と国土交通省と共に議論を進めていきたいと考えています。</p>	国土整備部 (道路企画課、道路建設課)
4	継続	地域医療体制の充実について 《重点要望項目》	<p>県立厚生病院を中心とした中部の医療体制の充実に取り組んでいたいているところですが、中部圏域で分娩できる医療機関が2施設、小児科の入院施設が1施設などの現状や、交通事故等の際に救急医療を受けるため、県東西部や兵庫県内の病院に搬送されることが多い現状を鑑み、県中部圏域における小児救急医療をはじめとする、救急医療及び周産期の医療体制の整備・運営等の充実強化が必要だと考えます。</p> <p>つきましては、子どもから高齢者までの全ての住民が、安心して生活し、必要時に適切な医療を県中部圏域で受けることができるよう、また、特に人口減少が進む中、出生数を確保していくためには安心して子どもを産み育てられる産科・小児科の医療体制の維持は必須であるため、引き続き中部地区の中核的医療機関である県立厚生病院を中心として、中部地区の医療体制の充実を図っていただくよう要望します。</p>	<p>県では、中部圏域を含め医師不足の顕著な地域への医師の勤務を政策的に誘導するため、医師確保奨学金の従事要件を見直したところであり、今後その効果が出るものと期待しています。なお中部では、主に小児科に従事する医師数が増加 (H24: 10名→R4: 13名) しております、引き続き、医師確保に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>また、厚生病院においては、産後ケア (ショートステイ、デイサービス) を令和6年度から開始し、地域の子育て環境づくりへの貢献も行なながら、高度急性期・急性期医療を担う地域の中核病院として、地域の病院・診療所では提供が困難な高度医療や救急医療、各種がん医療、周産期医療、小児科医療、災害医療等の分野において中心的な役割を果たすため、医師等必要な人材の確保や、診療体制の充実に引き続き努力してまいります。厚生病院は中部圏域唯一の地域医療支援病院として、必要な医療を提供できるよう地域の診療所等との情報共有や意見交換も行いつつ、医療連携を図ることで、中部において適切な医療サービスが切れ目なく提供される体制の確保に引き続き取り組んでまいります。</p> <p>引き続き中部圏域の医療体制の充実に向け、医師の確保・配置等に取り組んでいきます。</p>	福祉保健部 (医療政策課)、病院局 (総務課)

番号	区分	項目	要望内容	回答	担当部局
5	継続	弓ヶ浜海岸護岸浸食防止対策について 《重点要望項目》	<p>西部沿岸については以前より要望を提出しており、平成13年から現在まで対象地区に対して必要な「砂浜の保全・回復」について関係機関が連携した取組を実施していただいております。</p> <p>しかし、海岸浸食の状況は刻々と深刻化しています。特に、和田・大篠津工区における富益工区との境界付近については浜幅が少ない状況が継続しており、砂浜の後退が顕著となり深刻な影響も始めています。</p> <p>海岸は自然と共生する地域住民の憩いの場であり、生活の場です。そして、国民共有の財産でもある海岸を次世代に良好な環境を保ちながら継承していくためにも、総合的な視点に立った海岸の管理及びその充実を図ることが必要と考えます。将来とも安心できる安全な海岸づくりを推進していただくよう、現在整備中の富益工区に続き、西側の「和田・大篠津工区」を国の直轄工事により切れ目なく浸食対策を推進されるよう重ねて要望します。</p>	<p>皆生海岸（和田・大篠津区間）については、毎月の巡視パトロール並びに定期的な浜幅の観測を実施しており、著しい侵食が確認された場合は養浜による砂浜の保全・回復に努めています。</p> <p>なお、皆生～富益工区と同様に、和田・大篠津区間についても新たに直轄海岸工事区間に指定した上で一連の区間で侵食対策が実施されるよう令和7年11月26日に国に要望を行っており、引き続き国に働きかけていきます。</p>	県土整備部 (河川課)